

令和7年度

大阪市行政委員会事務局
選挙事務補助作業（行政）会計年度任用職員
登録者募集要項

令和7年10月
大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課では、選挙事務において事務事業の執行が一時的に増加するなど、一時的短期間に職員の増加を必要とする場合等に勤務していただく「大阪市行政委員会事務局選挙事務補助作業（行政）会計年度任用職員」（いわゆるアルバイト）の事前登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、お申込みください。

令和7年度中に任用を必要とする業務が生じた際に、登録いただいた方の中から条件に合う方を選考し、補助作業に従事する会計年度任用職員として採用します。

※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんのでご注意ください。

1 業務内容

- (1) 選挙に関する問合せの電話対応
- (2) (1) の業務に関し、P C（Word、Excel 等）を用いた簡単なデータ入力作業
- (3) その他選挙に関する補助業務

2 登録資格

- (1) 市民等からの問い合わせに対し、電話での基本的な対応ができる方
- (2) パソコン（Word、Excel）の基本的な操作ができる方
- (3) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）～（3）全ての応募資格を満たす方が応募することができます。

※年齢、学歴は問いません。

3 任用期間

任用開始日から約 1 か月を基本とします。

※ただし、状況によっては、最長 1 か月の延長を依頼する場合があります。

4 勤務条件等

(1) 勤務時間

A：午前9時から午後3時45分まで

(休憩時間 勤務時間内で本市が指定した45分間)

B：午前10時45分から午後5時30分まで

(休憩時間 勤務時間内で本市が指定した45分間)

A、Bいずれも週5日30時間

※ただし、必要がある場合は、同じ実働時間で出勤、退勤時刻を変更することがあります。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

※ただし、状況によっては出勤を依頼する場合があります。

(3) 勤務場所

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階 行政委員会事務局

(4) 報酬等

月額：7,853円（1日あたり6時間 週5日勤務）

※前述の報酬は令和7年4月時点のものであり、給与改定等により採用時には変更される場合があります。また、交通費は別途支給します。

※週所定労働時間が20時間以上かつ雇用見込みが31日以上の場合は、雇用保険加入の対象となります。

5. 服務事項（応募にあたって）

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得たうえで申し込みを行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

6 登録の申込

次の（１）または（２）のいずれかの方法でお申し込みください。

（１）大阪市行政オンラインシステムで申請する場合

下記リンク先へアクセスし、申請入力を行ってください。

※当該システムの利用が初めての方は、最初に利用者の新規登録手続きを行う必要があります。

※登録後、改めて下記リンク先へアクセスいただくと該当のページへ遷移します。

【申請用 URL】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/60f2c85d-c01b-4d69-a9e5-4746e7bd8903/start>

（２）下記の書類を郵便等で送付または持参する場合

大阪市行政委員会事務局ホームページより次の書類をダウンロードし、必要事項をすべて記入し、封筒の表に「会計年度任用職員採用申込書在中」と朱書きしたうえで、大阪市行政委員会事務局選挙選挙課へ送付もしくは持参してください。

【応募書類】

ア 大阪市会計年度任用職員採用申込書… 1 通

※過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

イ 申し立て書… 1 通

（３）受付期間

ア 大阪市行政オンラインシステムで申請する場合

本募集要項掲載開始日から令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）午後 5 時 30 分まで

イ 郵便等で送付または持参する場合

（ア）郵送等による送付

本募集要項掲載開始日から令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）まで（**必着**）

※「会計年度任用職員採用申込書在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

（イ）持参

本募集要項掲載開始日から令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）まで

※月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分（午後 0 時 15 分から午後 1 時は除く）まで、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は除く

※応募状況によっては、上記受付期間の終了前に募集を締め切らせていただきます。

（４）その他

- ・ア、イの書類は、本市所定の様式に限ります。
- ・記載内容に虚偽が判明した場合は、登録を取り消します。
- ・応募書類に記載の個人情報、選挙事務補助作業に従事する会計年度任用職員採用事務以外には

使用いたしません。

- ・提出書類は一切お返しできません。
- ・送付物の未到達事故等には責任を負いかねます。

7 名簿への登録

(1) 応募書類受領後、選挙事務補助作業に従事する会計年度任用職員登録者名簿に登録されます。名簿の中から、必要に応じて選考し採用しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

(2) 登録の有効期間

登録の有効期間は名簿登載時点から令和8年3月31日（火曜日）までとなります。

(3) 登録の取消、変更、失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課あてご連絡ください。

※登録後、任用資格を満たさないことが判明した場合は、登録を取り消します。

8 採用時の選考方法等

(1) 面接により採用を決定します。

※選考に関する連絡（面接の日時や選考会場等）は、任用する時期に合わせて応募書類記載の連絡先に行います。必ず日中（午前9時から午後5時30分の間）に連絡のつく連絡先をご記入ください。

(2) 選考結果は受験者本人あて通知します。

ア 文書による通知を希望される場合

選考の際に、採用内定通知書等送付用に定形封筒1通（長形3号のものに、必ず宛先を記載のうえ110円切手を貼付してください。（切手がない場合は発送いたしません。））をご持参いただきます。

イ メールによる通知を希望される場合

申込書に記載のメールアドレスあてにメールで通知します。

※通知方法については、登録の申込み時にあらかじめ上記のいずれかを選択してください。

9 登録申込みと問合せ先

大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所4階

大阪市行政委員会事務局選挙部選挙課

電話：06-6208-8514